

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

附 則（平成23年5月10日西相シ第10号）

この改正規定は、平成23年5月13日から実施します。

技術的条件集 別表2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1.分類1、分類3、分類4、分類5、分類6、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信を提供対象とする。 2.順方向呼表示の国内/国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3.本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1.発信電話番号受信機能における着信時の条件を準用する。
発信電話番号アナウンス機能 [ナンバー・アナウンス]	
(略)	(略)

2~3 (略)

技術的条件集 別表2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1.分類1、分類3、分類4、分類5、分類6、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信を提供対象とする。 2.協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3.本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1.順方向呼表示の国内/国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2.本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号アナウンス機能 [ナンバー・アナウンス]	1.順方向呼表示の国内/国際呼表示が1の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2.本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
(略)	(略)

2~3 (略)